平成２２年（フ）第５２８号
愛知県一宮市開明字出屋敷45番地　開信団地１棟506号
債務者　清水　邦子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２８号
三重県多気郡大台町柳原467番地
債務者　小林ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第４３３号
兵庫県明石市魚住町西岡1865番地の１　ガーデンハイツ６―104号
債務者　吉田　京子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
兵庫県明石市明南町１丁目４番30号　井上荘
債務者　竹下　球子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
兵庫県明石市大久保町西島238番地の１　サンエクセル江井ヶ島203号
債務者　笠井　香織
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
兵庫県明石市東野町2012番地の10　岩井荘
債務者　大下　澄夫
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
神戸市西区高雄台32番７－３号
債務者　髙山　千浪
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
兵庫県明石市大久保町森田138番地の３
債務者　小岩　省三
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
神戸市西区高雄台20番６号
債務者　小林　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
島根県安来市伯太町東母里1834番地２、前住所鳥取県西伯郡西伯町大字原474番地７
債務者　土居　健市
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２１号
佐賀県唐津市和多田南先石１番46号
債務者　吉岡　保雄
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１２２号
佐賀県唐津市肥前町上ケ倉68番地２
債務者　諸岡けい子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５９０号
大分県別府市大字北石垣909番地の６
債務者　各務　徳寿
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６４５号
大分市西大道３丁目１番22―402号　豊和ビル
債務者　中小路貴美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９９９号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目37番地　エルディムリバーサイド205号
債務者　濱野　　弘
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４５号
さいたま市緑区大字中尾665番地３　ヴィラ浦和１―203
債務者　尾関　一徳
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４６号
さいたま市緑区大字中尾665番地３　ヴィラ浦和１―203
債務者　尾関恵理子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係